

改正の目的

令和7年2月に岩手県大船渡市で大規模な林野火災が発生し、森林や建物等に広範囲に被害が生じたことを踏まえ、堺市火災予防条例を一部改正（林野火災注意報の創設）し、林野火災予防の実効性の向上を図る。

改正の内容

○火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に係る規定の改正

- ・ 条例に規定する火災に関する警報は、消防法に規定する火災に関する警報であることを明確にする。
- ・ 火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限について、裸火は囲炉裏の火等を想定したものであり、現状にそぐわないことから、当該規定を削除する。

○林野火災に関する注意報に係る規定の追加

- ・ 消防長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとする。
- ・ 林野火災に関する注意報が発せられたときは、林野火災注意報が解除されるまでの間、対象区域内で火災予防条例に定める火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととする。（努力義務）
- ・ 消防長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、努力義務の対象となる区域を指定できることとする。

今後のスケジュール

令和8年 8月 意見募集
令和8年 9月 意見募集結果の公表
令和8年11月 改正条例案の議案提出
令和9年 1月 改正条例施行（議決された場合）

堺市火災予防条例の一部改正に伴う 林野火災に関する注意報の発令期間、発令基準及び対象区域（案）について

発令期間

林野火災に関する注意報の発令対象期間は、1月から5月までとする。

発令基準

以下の①～④を全て満たす場合

- ① 前3日間の合計降水量が1mm以下
- ② 前30日間の合計降水量が30mm以下
- ③ 乾燥注意報が発表された時
- ④ 強風注意報が発表された時

対象区域

森林法第10条の5に基づく堺市森林整備計画の対象区域が含まれる以下の町丁（右図参照）

<南区> 畑・別所・美木多上・逆瀬川・釜室・豊田
（府道208号線以南の区域に限る）・富蔵・鉢ヶ峯

（努力義務の対象となる火の使用制限の主な行為）
○火入れ、どんど焼き、たき火、キャンプファイヤー、煙火など

対象区域図（南区）

赤色部分が対象区域

